

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 2 節 課税価格の決定 （輸入取引に関する特別な事情） 4 - 15 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事情のいずれかがある場合には、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条第 1 項によらず、法第 4 条の 2 以下の規定により計算する。ただし、法第 4 条第 2 項第 4 号に該当する場合であっても、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に定める同種又は類似の貨物の課税価格と同一の額又は近似する額であることを輸入者が証明したときは、この限りでない（後記 4 - 20 参照）。 なお、輸入貨物に係る輸入取引に関して次のような事情があることのみにより、法第 4 条第 1 項の適用を排除することとはならないので留意する。ただし、輸入貨物に係る輸入取引に関して次の から までの事情がある場合には、当該輸入取引に関し法第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事情の有無について十分な検討を行うものとする。 輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種の貨物の市価よりも低価であること 輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物の製造原価よりも低価であること 輸入貨物が、法第 8 条第 1 項に規定する「不当廉売された貨物」であること （注） 法第 8 条第 1 項に規定する「不当廉売差額」は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。 輸入貨物が、法第 7 条第 1 項に規定する「外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物」であること （注） 当該補助金は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。	第 2 節 課税価格の決定 （輸入取引に関する特別な事情） 4 - 15 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事情のいずれかがある場合には、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条第 1 項によらず、法第 4 条の 2 以下の規定により計算する。ただし、法第 4 条第 2 項第 4 号（<u>（売手と買手との間の特殊関係）</u>）に該当する場合であっても、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に定める同種又は類似の貨物の課税価格と同一の額又は近似する額であることを輸入者が証明したときは、この限りでない（後記 4 - 20 参照）。 なお、輸入貨物に係る輸入取引に関して次のような事情があることのみにより、法第 4 条第 1 項の適用を排除することとはならないので留意する。ただし、<u>輸入取引</u>に係る輸入取引に関して次の から までの事情がある場合には、当該輸入取引に関し法第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事情の有無について十分な検討を行うものとする。 及び （同左） 輸入貨物が、法第 8 条第 1 項（<u>（不当廉売関税）</u>）に規定する「不当廉売された貨物」であること （注） 法第 8 条第 1 項（<u>（不当廉売関税）</u>）に規定する「不当廉売差額」は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第 4 条第 1 項第 1 号（<u>（加算要素）</u>）に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。 輸入貨物が、法第 7 条第 1 項（<u>（相殺関税）</u>）に規定する「外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物」であること （注） 当該補助金は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第 4 条第 1 項第 1 号（<u>（加算要素）</u>）に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 （加工又は修繕用貨物の輸出の手続） 11 - 3 令第 5 条第 1 項に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。 同項に規定する申告書は、「加工・修繕輸出貨物確認申告書」（T-1050）とし、2 通（原本、交付用）を輸出地を所轄する税関官署に<u>提出すること</u>を求め、必要な確認を行ったときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつて申告者に交付する。 なお、当該申告書に記載された事項に変更があつたときは、適宜の様式による変更届 2 通を提出させ、必要な確認を行ったときは、うち 1 通に確認印を押なつて申告者に交付する。 同項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第 2 号（（輸出の承認））の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。 ただし、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であつても差し支えないものとする。 加工、修繕に関する契約書等は、1 通提出させ、必要な確認を行ったときは、確認印を押なつて申告者に返付する。 貨物に付された識別記号（製造番号等）又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容（以下この項において「識別記号等」という。）により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る輸出申告書（許可書用）の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。 なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を押なつた	第 7 節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 （加工又は修繕用貨物の輸出の手続） 11 - 3 令第 5 条第 1 項（<u>（加工又は修繕用貨物の輸出の手続）</u>）に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。 同項に規定する申告書は、「加工・修繕輸出貨物確認申告書」（T-1050）とし、2 通（原本、交付用）を輸出地を所轄する税関官署に提出させ、必要な確認を行つたときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつて申告者に交付する。 なお、当該申告書に記載された事項に変更があつたときは、適宜の様式による変更届 2 通を提出させ、必要な確認を行つたときは、うち 1 通に確認印を押なつて申告者に交付する。 同項に規定する「加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類」は、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第 2 号（（輸出の承認））の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。 ただし、<u>修繕のため輸出される貨物であつて</u>、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の<u>修繕の事実</u>を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であつても差し支えないものとする。 加工、修繕に関する契約書等は、1 通提出させ、必要な確認を行つたときは、確認印を押なつて申告者に返付する。 （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
上返付する。 第 9 節 無条件免税 （再輸入貨物の無条件免税） 14 - 15 法第 14 条第 10 号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「輸出された貨物」とは、関税法第 67 条の輸出の許可を受けた貨物（保税工場から積み戻された貨物の一部が本体から取りはずされて輸入される場合であって、当該貨物が積み戻し前明らかに内国貨物であつたと認められるときはその貨物を含む。）のほか、次に掲げる貨物をいうものとする。 イ 郵便によって本邦から輸出されたことが明らかな貨物 ロ 誤積みのため再輸入される貨物であって、当該輸入貨物が誤積みにより輸出された貨物であることを書類等により確認できるもの 「その輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの」とは、輸出の際の品質、規格、形状等がその輸入の際において同一のものであると認められるもの（輸出された貨物の部分品等が本体から分離されて輸入される場合等であっても、当該部分品等について、輸出の際の性質、形状が輸入の際において同一と認められる場合は、これを含む。）をいう。<u>したがって</u>、外国において使用した形跡のあるもの又はさ細な加工若しくは修繕をしたもの（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）であつて、輸出した物品と同一のものと認められる場合は本号を適用する。 なお、次に掲げる物品はこれに該当するものとして取り扱う。 イ 輸出の際、露光していないフィルムであつて、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入されるもの ロ 輸出の際未録音のテープであつて、個人的使用に供されるための商品価値を著しく付加しない内容を収録した後輸入されるもの 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地に一旦陸揚げされた後再輸入されるもの（陸揚げ後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。）については、次により本号を適用する。	第 9 節 無条件免税 （再輸入貨物の無条件免税） 14 - 15 法第 14 条第 10 号(<u>再輸入貨物の無条件免税</u>)の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。 「輸出された貨物」とは、関税法第 67 条(<u>輸出又は輸入の許可</u>)の輸出の許可を受けた貨物（保税工場から積み戻された貨物の一部が本体から取りはずされて輸入される場合であつて、当該貨物が積み戻し前明らかに内国貨物であつたと認められるときはその貨物を含む。）のほか、次に掲げる貨物をいうものとする。 イ 郵便によつて本邦から輸出されたことが明らかな貨物 ロ 誤積みのため再輸入される貨物であつて、当該輸入貨物が誤積みにより輸出された貨物であることを書類等により確認できるもの 「その輸出の許可の際の性質及び形状が<u>変</u>っていないもの」とは、輸出の際の品質、規格、形状等がその輸入の際において同一のものであると認められるもの（輸出された貨物の部分品等が本体から分離されて輸入される場合等であつても、当該部分品等について、輸出の際の性質、形状が輸入の際において同一と認められる場合は、これを含む。）をいう。<u>したがつて</u>、外国において使用した形跡のあるもの又はさ細な加工若しくは修繕をしたもの（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）であつて、輸出した物品と同一のものと認められる場合は本号を適用する。 なお、次に掲げる物品はこれに該当するものとして取り扱う。 イ 輸出の際、露光していないフィルムであつて、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入されるもの ロ 輸出の際未録音のテープであつて、個人的使用に供されるための商品価値を著しく付加しない内容を収録した後輸入されるもの 本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地に<u>いつた</u>ん陸揚げされた後再輸入されるもの（陸揚げ後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。）については、次により本号を適用する。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については、要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書（入手が困難な場合にあっては、水産庁資源管理部遠洋課長名の確認のある漁獲実績届出書を当該採捕証明書として認めて差し支えない。以下同じ。）により確認する。 なお、採捕証明書記載の貨物の重量については、冷凍による増量程度の誤差は認めて差し支えない。 ロ 基地に陸揚げ後、運搬又は保存のための冷凍、冷凍のためのみの単純な裁割、天日による自然乾燥等程度の加工は、上記 本文にいう「さ細な加工」として取り扱う。 ただし、煮熟乾燥（くん製を含む。）の程度以上の加工を加えたものについては、上記の加工の範囲を超えるものとして、本号の適用はない。この場合においては、法第 11 条の適用を妨げない。 なお、法第 11 条の規定を適用する場合の手続については、次による。 (イ) 加工貨物、すなわち本邦の船舶により採捕された水産物の輸出の手続については、関税法基本通達 67 - 2 - 10 により取り扱う。 (ロ) 当該輸出の手続の際に輸出申告書に添付すべき令第 5 条に規定する「加工のため輸出するものであることを証する書類」は、転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）、漁業許可書又は現地官公署若しくは商業会議所の発給する採捕証明書とし、同条第 1 項の規定に基づき輸出申告書に付記された記載事項等につき税関長の確認を受けるものとする。 令第 16 条第 1 項ただし書に規定する「当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき」とは、当該貨物が本邦から輸出されたことが輸出当時の契約書その他の書類若しくは当該貨物それ自体の性質、形状等を勘案して明らかである場合をいう。	イ 本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については、要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書（入手が困難な場合にあっては、水産庁資源管理部遠洋課長名の確認のある漁獲実績届出書を当該採捕証明書として認めて差し支えない。以下同じ。）により確認する。 なお、採捕証明書記載の貨物の重量については、冷凍による増量程度の誤差は認めて差し支えない。 ロ 基地に陸揚げ後、運搬又は保存のための冷凍、冷凍のためのみの単純な裁割、天日による自然乾燥等程度の加工は、上記 本文にいう「さ細な加工」として取り扱う。 ただし、煮熟乾燥（くん製を含む。）の程度以上の加工を加えたものについては、上記の加工の範囲を超えるものとして、本号の適用はない。この場合においては、法第 11 条(<u>加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</u>)の適用を妨げない。 なお、法第 11 条(<u>加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</u>)の規定を適用する場合の手続については、次による。 (イ) 加工貨物、すなわち本邦の船舶により採捕された水産物の輸出の手続については、関税法基本通達 67 - 2 - 10(<u>公海等で採捕した水産物等の直接輸出</u>))により取り扱う。 (ロ) 当該輸出の手続の際に輸出申告書に添付すべき令第 5 条(<u>加工又は修繕用貨物の輸出の手続</u>))に規定する「加工のため輸出するものであることを証する書類」は、転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）、漁業許可書又は現地官公署若しくは商業会議所の発給する採捕証明書とし、同条第 1 項の規定に基づき輸出申告書に付記された記載事項等につき税関長の確認を受けるものとする。 令第 16 条第 1 項ただし書(<u>再輸入免税貨物の輸入の手続</u>))に規定する「当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき」とは、当該貨物が本邦から輸出されたことが輸出当時の契約書その他の書類若しくは当該貨物それ自体の性質、形状等を勘案して明

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
— <u>再輸入する物品が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該物品の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該物品の輸入申告数量と当該物品の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。</u> <u>ただし、貨物の運送又は商品管理等のために反復して使用されるもの（例えば、ＩＣタグ）で、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、後記 14 - 16 の ただし書に準じて取扱って差し支えない。</u> — 外国産品で再輸入されることがあらかじめ判明しているものについては、便宜、その輸出の際に輸出の目的及び再輸入の場所を輸出申告書に記載するよう要請するとともに、再輸入の際の同一性の確認のため必要な措置をとることを求める。 — 特別通関手帳（後記 17 - 2 に定める書類をいう。以下この項において同じ。）による輸出入申告等の取扱いについては、次による。 イ 法第 14 条第 10 号の規定により関税の免除を受けようとする貨物のうち後記 17 - 2 に定める保証契約に定めるものの輸入申告の際には、<u>特別通関手帳の「再輸入（納税）申告書」の提出を求める。</u> ロ 特別通関手帳を使用して輸入する予定で一時輸出する貨物の輸出申告の際には、<u>当該特別通関手帳の「輸出申告書」の提出を求める。</u> ハ 上記イ及びロ以外の取扱いは、特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）第 5 章 A T A 条約特例法関係（以下「A T A 基本通達」という。）3 - 9 及び、3 - 10 及び並びに 3 - 11（一時輸出物品の通関手帳による輸出等）に準じて処理する。	らかである場合をいう。 （新設） — 外国産品で再輸入されることがあらかじめ判明しているものについては、便宜、その輸出の際に輸出の目的及び再輸入の場所を輸出申告書に記載させるよう指導するとともに、再輸入の際の同一性の確認のため必要な措置をとらせておくよう留意する。 — 特別通関手帳（後記 17 - 2 に定める書類をいう。以下この項において同じ。）による輸出入申告等の取扱いについては、次による。 イ 法第 14 条第 10 号の規定により関税の免除を受けようとする貨物のうち後記 17 - 2 に定める保証契約に定めるものの輸入申告は、<u>特別通関手帳の「再輸入（納税）申告書」を提出させることにより行わせる。</u> ロ 特別通関手帳を使用して輸入する予定で一時輸出する貨物の輸出申告は、<u>当該特別通関手帳の「輸出申告書」を提出させることにより行わせる。</u> ハ （同左）
第 12 節 特定用途免税 （特定用途免税貨物の輸入後の取扱い） 15 - 11 法第 15 条第 1 項の規定により特定用途貨物として免税を受けたもの	第 12 節 特定用途免税 （特定用途免税貨物の輸入後の取扱い） 15 - 11 法第 15 条第 1 項の規定により特定用途貨物として免税を受けたもの

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
についての輸入後（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出後。第 16 節及び第 20 節において同じ。）における取扱いは、次による。 同項各号の規定により免税を受けた物品が、その輸入の許可の日から 2 年以内に再輸出される場合には、「当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないもの」とみなす。 同条第 2 項ただし書の「その他やむを得ない事由」の認定に当たっては、当該貨物が不要になった場合、経済的事情等により維持することができなくなった場合等使用者の個人的な事情をも考慮する。 この場合においては、同項ただし書の規定による法第 10 条第 1 項の規定の準用上「損傷による価値の減少」を「使用による価値の減少」と読み替えるものとする。 令第 26 条第 1 項に規定する届出書は、「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T - 1290）とし、2 通（原本、交付用）を提出することを求め、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 上記 の用途外使用届が提出された場合における法第 15 条第 2 項の規定による関税の徴収は、原則として、当該届出書の「新用途に供しようとする年月日」欄に記載されている日に行う。 令第 26 条第 2 項の手續の規定による申請書は、「特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書」（T - 1300）とし、2 通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。）を提出することを求め、承認したときは、1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 26 条第 3 項の規定による届出は、「免税物品使用場所変更届」（T - 1310）2 通（原本、交付用）を提出すること求め、受理したときは、うち 1 通（交付用）に受理印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 令第 26 条第 5 項の規定による届出書は、「特定用途免税貨物譲渡届」	についての輸入後（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出後。第 16 節及び第 20 節において同じ。）における取扱いは、次による。 同項各号の規定により免税を受けた物品が、その輸入の許可の日から 2 年以内に再輸出される場合には、「当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないもの」とみなす。<u>ただし、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T - 1285）1 通を、当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。</u> （同左） 令第 26 条第 1 項に規定する届出書は、「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T - 1290）とし、2 通（原本、交付用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 （同左） 令第 26 条第 2 項の手續の規定による申請書は、「特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書」（T - 1300）とし、2 通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。）を提出させ、承認したときは、1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 26 条第 3 項の規定による届出は、「免税物品使用場所変更届」（T - 1310）2 通（原本、交付用）を提出することにより行わせ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に受理印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 <u>免税輸入された貨物が輸出された場合には、その輸出を許可した税関は、当該貨物の輸出直前の所在地を所轄する税関に、その旨通報する。</u> 令第 26 条第 5 項の規定による届出書は、「特定用途免税貨物譲渡届」

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（T - 1320）とし、3 通（原本、交付用、事後確認用）を提出することを求め、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつて譲受人に交付する。この場合において、受理税関官署と譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）に確認印を押なつて譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。	（T - 1320）とし、3 通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印を押なつて譲受人に交付する。この場合において、受理税関官署と譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通（事後確認用）に確認印を押なつて譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。
第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもとし税	第 19 節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもとし税
（違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20 - 5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記 から までにあっては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限にするよう留意する。 違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたものにあっては国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。 「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合にあっては、クレーム解決書（輸出者が契約内容と相違している旨の輸入者の主張を受諾する内容の電報又はテレックスを含む。なお、インボイス番号、貨物の品名・型番等、違約品である貨物を特定させる事項を記載しているものとする。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合にあっては、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書その他違約品であることを立証する資料とする。 個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを証する書類としては、納品書（コピーでも可）及びカタログ等通信販売された物品であることが確認できる資料とする。なお、納品書により通信販売された物品であることが明らかな場合には、カタログ等の添付は省略することとして差し支えない。	（違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類） 20 - 5 令第 56 条第 1 項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。 なお、下記 から までにあっては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限に添付させるよう留意する。 （同左） 「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合にあっては、クレーム解決書（輸出者がクレームを受諾する旨の電報又はテレックスを含む。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合にあっては、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書その他違約品であることを立証する資料を添付させる。 個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを証する書類としては、納品書（コピーでも可）及びカタログ等通信販売された物品であることが確認できる資料を添付させる。なお、納品書により通信販売された物品であることが明らかな場合には、カタログ等の添付は省略させて差し支えない。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
また、納品書が提出できない場合には、通信販売された物品であることを証する他の資料（注文書、返品書等）<u>の添付を求める。</u> 輸入後において法令により、その販売若しくは使用又はこれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されたものであることを証する書類としては、当該法令を掲載した官報又は公報の写しとする。なお、輸入貨物の外観からは、当該法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかでない場合には、当該法令の規制の対象となったことを証する書類（例えば、主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等）<u>の添付を求める。</u> （違約品等の認定） 20 - 7 貨物の取引に係る契約の内容である品質等と輸入された貨物の品質等が相違しているかどうかの認定、個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物であるかどうかの認定及び輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物であるかどうかの認定は、次による。 違約品の認定 イ 違約品であるか否かの認定は、原則として、前記 20 - 5 に定める書類の審査及び当該書類と保税地域に搬入された貨物との対査<u>によって</u>行う。 ロ ただし、払戻し税額が多額（<u>払い戻される税額が 300 万円以上</u>）の場合、契約違反であることに疑義がある場合等には、契約書、分析表等必要な資料の提出又は提示を求めた上で認定する。 個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物の認定 個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物であるか否かの認定は、原則として、前記 20 - 5 の に定める書類の審査及び当該書類と保税地域に搬入された貨物との対査によって行う。 輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物の認定 イ 当該法令の内容と保税地域に搬入されている貨物とを対査して、その販売又は使用が禁止となった点に特に留意して認定する。 ロ 貨物の外観からは法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかとならない場合には、当該法令の主管官庁又は検査機	また、納品書が提出できない場合には、通信販売された物品であることを証する他の資料（注文書、返品書等）<u>を添付させることとして差し支えない。</u> 輸入後において法令により、その販売若しくは使用又はこれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されたものであることを証する書類としては、当該法令を掲載した官報又は公報の写し<u>を添付させる。</u>なお、輸入貨物の外観からは、当該法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかでない場合には、当該法令の規制の対象となったことを証する書類（例えば、主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等）<u>を添付させる。</u> （違約品等の認定） 20 - 7 貨物の取引に係る契約の内容である品質等と輸入された貨物の品質等が相違しているかどうかの認定、個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物であるかどうかの認定及び輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物であるかどうかの認定は、次による。 違約品の認定 イ 違約品であるか否かの認定は、原則として、前記 20 - 5 に定める書類の審査及び当該書類と保税地域に搬入された貨物との対査<u>によつて</u>行う。 ロ ただし、払戻し税額が多額の場合、契約違反であることに疑義がある場合等には、契約書、分析表等必要な資料<u>を提出又は提示させて</u>認定する。 （同左） 輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物の認定 イ 当該法令の内容と保税地域に搬入されている貨物とを対査して、その販売又は使用が禁止となつた点に特に留意して認定する。 ロ （同左）

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等により認定する。 第 20 節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等 （用途外使用に該当しない場合） 20 の 2 - 2 次に掲げる場合は、法第 20 条の 2 に規定する「その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下この項において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記 に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T - 1285）1 通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。 — 軽減税率の適用を受けた貨物（以下この項において「軽減税率適用貨物」という。）を再輸出する場合 — 予期しない当初の製造計画の変更等やむを得ない理由により、軽減税率適用貨物を当該軽減税率の適用を受けた用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合 — 軽減税率適用貨物を、会社等の合併により承継し、当該軽減税率の適用を受けた用途と同一の用途に使用する場合 — 軽減税率適用貨物が不適格等の理由によりこれを使用することができなくなった場合（経済的な理由により使用できなくなった場合を含む。）において、当該物品を廃棄し、又はスクラップ化する場合（ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合には用途外使用の手続を要することになる。） （軽減税率適用貨物の輸入後の手続） 20 の 2 - 3 法第 20 条の 2 第 1 項の規定により軽減税率の適用を受けた貨物の輸入後の取扱いについては、次による。 令第 59 条に規定する帳簿については、同項各号に掲げる事項を含むものであれば、軽減税率の適用を受けた者が、当該事業場において使用する営業上の帳簿の使用を認めて差し支えない。 なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等にお	第 20 節 軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等 （新設） （軽減税率適用貨物の輸入後の手続） 20 の 2 - 2 法第 20 条の 2 第 1 項（（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等））の規定により軽減税率の適用を受けた貨物の輸入後の取扱いについては、次による。 令第 59 条（（帳簿の備付け））に規定する帳簿については、同項各号に掲げる事項を含むものであれば、軽減税率の適用を受けた者が、当該事業場において使用する営業上の帳簿の使用を認めて差し支えない。 なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等にお

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ける情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。 令第 61 条の規定により準用される令第 10 条の規定による用途外使用等の承認の手続については、前記 13 - 15 の を準用する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条第 1 項に規定する届出書は、「外国貨物等亡失届」（T - 1350）とし、<u>当該届出書 2 通（原本、交付用）に亡失地を管轄する警察官署、消防官署その他公的機関の災害等についての証明書</u>を添付したうえでの提出を求める。 税関において、亡失の事実を確認したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条第 2 項に規定する申請書は、「滅却（廃棄）承認申請書」（C - 3170）とし、2 通（原本、承認書用）の<u>提出を求め</u>、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条第 3 項の手続は、「変質・損傷減税申請書」（変質・損傷減税明細書（T - 1010）の表題中、「明細書」を「申請書」に訂正の上、使用させて差し支えない。）とし、2 通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7 - 4 参照））の<u>提出を求め</u>、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条の 2 に規定する届出書は、「軽減税率適用貨物譲渡届」（T - 1680）とし、3 通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて譲受人に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記 15 - 11 の の規定に準ずる。	ける情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。 令第 61 条（<u>（製造用原料品に関する規定の準用）</u>）の規定により準用される令第 10 条（<u>（製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続）</u>）の規定による用途外使用等の承認の手続については、前記 13 - 15（<u>製造用原料品の用途外使用</u>）の を準用する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条第 1 項（<u>（製造用原料品等の亡失の場合の届出）</u>）に規定する届出書は、「外国貨物等亡失届」（T - 1350）とし、2 通（原本、交付用）を亡失地を管轄する警察官署、消防官署その他公的機関の災害等についての証明書を添付して提出させる。 税関において、亡失の事実を確認したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて届出者に交付する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条第 2 項（<u>（製造用原料品等の滅却の場合の手続）</u>）に規定する申請書は、「滅却（廃棄）承認申請書」（C - 3170）とし、2 通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条第 3 項（<u>（製造用原料品の用途外使用等の場合における変質又は損傷による減税）</u>）の手続は、「変質・損傷減税申請書」（変質・損傷減税明細書（T - 1010）の表題中、「明細書」を「申請書」に訂正の上、使用させて差し支えない。）とし、2 通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として 1 通を加える。（関税法基本通達 7 - 4 参照））を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印（C - 5006）を押なつて申請者に交付する。 令第 61 条の規定により準用される令第 11 条の 2（<u>（製造用原料品の譲渡の場合の届出）</u>）に規定する届出書は、「軽減税率適用貨物譲渡届」（T - 1680）とし、3 通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち 1 通（交付用）に確認印（C - 5000）を押なつて譲受人に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（用途外使用等の場合の納税義務者） <u>20 の 2 - 4</u> 法第 20 条の 2 第 3 項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、前記 13 - 16 の と同様であるから、留意する。	15 - 11（<u>特定用途免税貨物の輸入後の取扱い</u>）の の規定に準ずる。 （用途外使用等の場合の納税義務者） <u>20 の 2 - 3</u> 法第 20 条の 2 第 3 項（<u>（軽減税率適用貨物の用途外使用の場合の関税の徴収）</u>）の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、前記 13 - 16（<u>製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収</u>）の と同様であるから、留意する。